

## ひたちなか市教育委員会会議録

平成25年 第13回 ひたちなか市教育委員会12月定例会 会議録					
平成25年11月22日		開会 午後3時30分		閉会 午後4時35分	
○場 所	那珂湊支所				
○出席委員	委員長 小田島 俊夫	委員長職務代理者 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委員 沓澤 久美子	教育長 木下 正善
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			大内 康弘	出席
	総務課長			岩崎 龍士	出席
	参事（教育担当）			廣瀬 佳久	出席
	参事兼指導室長			森井 榮治	出席
	施設整備課長			加藤 清二	出席
	学務課長			石崎 聡一郎	出席
	生涯学習課長			阿部 美代子	出席
	スポーツ振興課長			大和田 征宏	出席
	中央公民館長			根本 英一	出席
	中央図書館長			大和田 雅一	出席
○事務局員	総務課係長			佐藤 浩之	出席
	総務課主幹			黒澤 一彦	出席
	総務課主事			小野寺 優	出席
○議 事					
1 議案	協議事項	教育委員会の担当事務の見直し及び平成26年度組織について【公開】			
	協議事項	いじめ防止対策推進法に係る本市教育委員会の取組みについて【公開】			

その他	①	教育施設における冬季の電気使用量の節約について【公開】
	②	平成26年教育委員会会議開催日程計画（案）について【公開】
	③	第68回三浜駅伝競走大会及び第62回勝田全国マラソン大会について【公開】

平成25年第13回ひたちなか市  
教育委員会12月定例会会議録

開会 15:30 (那珂湊支所)

委員長 (あいさつ, 開会の宣言)

**協議事項(1) 教育委員会の担当事務の見直し及び平成26年度組織について**

総務課長 教育委員会の担当事務の見直しについて、市長部局との協議がまとまりましたので、それについて今回委員の方々の意見を頂きたいと思えます。内容としては、生涯学習部門の市民大学やスポーツ振興事業、芸術文化部門、中央公民館の各種事業といったものを、市長部局へ権限を含めて事務を移管します。このことに関連することとして、平成17年に中央教育審議会が「教育委員会所掌事務のうち文化（文化財を除く）、スポーツ・生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育分野を除く）については地方自治体の判断により首長が担当することを判断することが適当である」という内容の答申を出しています。これをうけて国は、教育における地方分権を推進するため、文化・スポーツの事務を首長が担当できるように中央教育行政の適応及び運営に関する事務の一部改正を平成20年4月1日に実施し、教育委員会が担当する事務を市長部局で行えるようにしました。

今回市長部局へ移管する組織事務等の考え方としては、

- ①生涯学習、スポーツ振興、芸術文化振興の分野は、市民の交流の機会や教養の講座など教育委員会が担当する狭い範囲の概念ではなく、地域とのつながりや対応等、まちづくりにおいて大きな意味や役割を持っている。
- ②教育委員会が担当している生涯学習や芸術文化を集約して市長部局へ移管することで、自治会やNPOなど多様な団体との連携が期待できる。こうした考えから平成26年度の教育委員会組織改編において、スポーツに関すること、芸術文化に関すること及び生涯学習の事務の一部を市長部局に移管することにより、それに伴う市長部局、教育委員会組織及び所掌事務の見直しを行います。移管する事務は
- ①総務課文化振興室の芸術文化に関すること、具体的にはこども伝統文化フェスティバルや文化協会、文化会館の運営に関することなどになります。
- ②生涯学習課の社会教育委員や社会教育団体に関すること、具体的には市民大学や成人向けに実施している各種講座になります。
- ③学校体育施設開放事業を除いた、スポーツ振興課の全事務事業、具体的には勝田全国マラソン大会や三浜駅伝競走大会等及び各種団体になります。

④中央公民館に関しては、施設の運営も含めた全ての事務事業になります。引き続き教育委員会で担当する事務は、

①青少年の健全育成活動、児童育成事業、PTAに関することになります。これらの事務が教育委員会に残る理由は、青少年健全育成活動は学校行事の中に位置づけられている事業も多く、放課後児童育成事業、PTAに関することと合わせて学校及び先生方との連携が必要であることから、教育委員会が担当することで、より事業を円滑に進めていくためです。

②文化財保護に関することになります。文化財をまちづくりに生かしていくという観点から、首長部局で担当することが望ましいという意見もありますが、事業の実施に関して、国では文部科学省、県では教育庁と行政の縦の関係が非常に密接なこと、また専門性の観点から引き続き教育委員会が担当することが望ましいということになりました。

その他生涯学習の拠点としては図書館が残っていますが、事務の移管等に関しては、有識者の意見を踏まえながら図書館のあり方について、来年度以降検討することとしています。また学校における読書活動との連携も含め、考え方も整理をしていく必要があるため、今回の移管には含めていません。

平成26年度教育委員会事務局組織の内容については、

①総務課に関しては、文化振興室が文化財室となります。市長部局への移管で、担当事務が文化財関係のみとなるため名称を変更します。

②施設整備課及び学務課は変更ありません。

③指導室に関しては、指導室から指導課と名称を変えます。

④生涯学習課については、今まで生涯学習課が所管していた青少年部門は、引き続き教育委員会で実施しますので、青少年課を新たに設置します。また勤労青少年ホームについては、青少年センターという施設名称に変更し青少年課が所管します。

⑤スポーツ振興課と中央公民館については市長部局に移管します。各公民館については、運営が地域に任されることから、組織的には全公民館が廃止となり、中央公民館の名称が生涯学習センターに変更となります。

⑥中央図書館は従来どおりとなります。

市長部局に移管する生涯学習課やスポーツ振興課は、市民生活部に位置づけられます。芸術文化部門に関しては、生涯学習課内に芸術文化振興室が設置されます。

教育の分野は、いじめや不登校等など児童生徒の人生に係るような様々な問題を抱えており、またいじめをめぐる学校や教育委員会の対応、教育委員会制度の課題についても指摘がされています。こうした状況を踏まえて、平成26年度の教育委員会の組織体制は、国の動向を注視しつつ、様々な学校教育課題

に対しよりきめ細かく対応できる組織体制の見直しと強化を図ると共に、市長部局とのより一層の連携を図る必要があるという考えのもと、学校教育を中心にして教育課題に専念できる組織を確立していくつもりです。

【質疑、意見等】

- 石田委員 人的な規模としては現状からどれくらい減ることになりますか。
- 総務課長 基本的には、業務を移管することになりますので、それを担当している職員は市長部局に移ることになります。生涯学習課とスポーツ振興課で合わせて16名ほどが市長部局へ移ることになります。
- 委員長 当市独自の考えによってということではなく、文部科学省の方針転換も勘案した結果ということですね。
- 総務課長 生涯学習部門については、今は自発的に行う市民活動の分野に変わってきており、それを教育委員会が狭い範囲の中で担当せず、まちづくりに位置づけして行政を進めるべきであるという考え方があります。例えば芸術文化関係のこども伝統文化フェスティバルや市芸術祭についても地域活性化という分野が強くなっており、国からそうした目的の補助金等を受けている状況ですのでまちづくりに位置づけて進めていきます。
- 委員長 色々な考え方があると思いますが、例えば予算的な面からも非常に濃縮的になるといったことはありますか。
- 総務課長 予算付けに関しては、現状のままになると思います。

- \* 協議事項（1） 教育委員会の担当事務の見直し及び平成26年度組織について説明がありました。

**協議事項（2） いじめ防止対策推進法に係る本市教育委員会の取組みについて**

- 指導室長 いじめ防止対策推進法に係る本市教育委員会の取組みについて説明いたします。国からは努力義務ではありますが、今年度末までにいじめ防止等のための基本方針の策定を行うこと、その中にはいじめ防止等の対策の基本的な方向を示すと共に、組織整備や早期発見・対応等講じるべき具体策を記載するように指示がありました。この基本方針ですが、市町村教育委員会での策定は任意ですが、公立学校は義務となります。ただ各学校で一から作成するのは難しいので、各学校が参考に出来るように本市教育委員会でも県で作成したものを参考に基本方針を作成します。具体策については、重大事態が発生した場合に必ず設置しなければならないものと、設置をするかは任意である協議会等がありますが、当市の場合は

①小中学校内に、いじめ問題に対応する委員会を設置します。構成員は、学

校長や教頭、学年主任等を考えており、重大事件が発生した場合は、調査組織を兼ねることを考えているため、国の方針では任意となっていますが、必置することを考えています。

②当市教育委員会内に、いじめ問題に対して支援をする委員会を設置します。こちらの委員会は任意での設置ですが、いじめの報告を受けしだい、事態に応じて当委員会の委員の派遣も考えておりますので、構成員は指導室・教育研究所・児童福祉課の職員や警察の方等関連する部署との連携を密にとれるような人員を考えております。またこの委員会も重大事件が発生した場合には調査組織を兼ねることも視野に入れております。

③当市教育委員会内に、①と②で設置する委員会からの報告を受けて方針を決定する協議会を設置します。構成員には、教育委員の方々や校長会の代表者、弁護士、警察、医師会といった、第三者を含めた構成を考えております。以上が、現在考えているいじめ防止対策推進法に係る教育委員会の取組み案となります。

#### 【質疑、意見等】

委員長 いじめが起きた場合、必ず第三者を含めた委員会等を設置するようになっていますが、初めから第三者が含まれている委員会を常設することは出来ないのですか。

指導室長 第三者委員会は、首長の指示の下に組織されますので、指示がない状態での設置は出来ないのが現状です。

\* 協議事項（２） いじめ防止対策推進法に係る本市教育委員会の取組について説明がありました。

#### その他 （１）教育施設における冬季の電気使用量の節約について

事務局 政府の電気需要に関する検討会合等において、今冬の電力需給対策が決定され、11月1日付で文部科学大臣政務官から通知がありました。またエネルギー消費量が増加する冬季のエネルギー対策についても、省資源対策推進会議において冬季の省エネルギー対策が決定され、同日付で依頼がありました。

電力需給対策の主な内容については、12月2日から来年3月31日の土曜日、日曜日、祝日並びに12月30日から翌年1月3日までの5日を除く平日の9時から21時において節電に取り組みます。今回は数値目標を伴わない一般的な節電であり、啓発活動に当たりいき過ぎた節電による健康被害を生じさせないため健康に充分配慮するようありました。

冬季の省エネルギー対策については、省エネ法に基づく適切なエネルギー管

理を実施するほか、事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取り組み方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進することと通知が来しました。

電力需給対策と省エネルギー対策どちらについても十分に節電に取り組んでいきます。

#### 【質疑、要望等】

特になし

- \* その他 (1) 教育施設における冬季の電気使用量の節約について説明がありました。

#### その他 (2) 平成26年教育委員会会議開催日程計画(案)について

事務局 平成26年の教育委員会の12月定例会までの開催予定案について説明します。次の定例会は来年の1月23日、午後2時から那珂湊支所での開催を予定しています。開催場所については、できるだけ9中学校区内で1箇所は開催できるように配慮しています。3月、6月、9月、12月定例会については議会開催により日程が変更になる場合もありますが、その場合は事前に通知します。また臨時会についても開催する際に連絡します。

- \* その他 (2) 平成26年教育委員会会議開催日程計画(案)について説明がありました。

#### その他 (3) 第68回三浜駅伝競走大会及び第62回勝田全国マラソン大会について

スポーツ振興課長 三浜駅伝競走大会については、昨年の出場チームの合計が163チームだったのに対し、今年は202チームと昨年よりも39チーム増えました。県内から消防職員のチームが参加されたため、一般男子の2部の参加チームが2倍になったことが増加の理由となります。開催日は12月8日になりますが、コースや出走時間等については、昨年と変更はありません。

勝田全国マラソン大会の申込者数は、11月22日現在フルマラソンの部が15,628人、10kmの部が8,132人と計23,760人となり昨年よりも約2,000人多い応募人数となりました。申し込み期限は過ぎましたが、インターネットでの申込者で、参加費の未納者が122名おりますので、そちらの処理が終わればさらに人数は増えることとなります。10kmの部については、平成22年度の第59回大会より8,000人前後の申込者数となっておりますが、マラソンの部については開催回数を重ねる毎に申込者数が増えており、今年は昨年よりも約1,500人多くなっております。また後夜祭には、今年もエリック・ワイナイナ氏を招待し、トークショーなどを行う予定です。

す。昨年はサプライズでの出走でしたが、今年は初めからゲストランナーとして出走することが決定しています。開催日は、翌年1月26日になりますが、コースや出走時間については、昨年と変更はありません。

【質疑、要望等】

特になし

- \* その他 (3) 第68回三浜駅伝競走大会及び第62回勝田全国マラソン大会について報告がありました。

委員長 (閉会の宣言)

開会 16:35